

真室川町産業振興事業をご活用ください【令和5年度版】

真室川町では、「真室川町産業振興条例」により各種奨励措置を講じ、町民の雇用機会の拡大と産業の振興を図っています。是非ご活用ください。

(※産業振興条例による各種奨励を受ける場合は、事前に事業者指定が必要となります。)

【奨励措置】

区 分	奨 励 措 置
用地取得奨励金	町内に、事業用地を取得したとき、取得価格の30%相当額 ----- ※1 指定事業者につき1千万円を限度とし、適用期間は指定した期間から10年以内に取得した場合です。
操業奨励金	新設又は増設若しくは移設された土地、建物、機械設備等の固定資産税相当額及び町民税（法人税均等割額）相当額 ----- ※過疎地域固定資産税課税免除条例（平成2年条例第18号）の規定により免除を受けた場合には、その金額を控除した残額について適用します。 適用期間は、課税年度から3年間です。
雇用奨励金	町内に居住する常時雇用者を1年以上雇用したとき1人につき年額30万円 ----- ※奨励金助成の適用は、常時雇用者1人1回限りです。
厚生施設整備奨励金	事業場等の立地と一体的に雇用者の福利厚生施設等を整備した場合、施設整備費の50%以内の額または100万円のいずれか低い額 (福利厚生施設とは従業員の慰安・娯楽等の便宜を図るための施設を指します。) ----- ※適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りです。
その他の奨励金	町長が特に必要と認める施設の設置に要する経費の50%以内の額または100万円のいずれか低い額 ----- ※適用期間は、操業開始日から5年以内に1回限りです。

【指定基準】

区 分	指 定 基 準
工 業	次のすべてに該当するもの（増設・移設、増雇用の場合はこの限りではありません） (1) 投下固定資産額が、500万円以上（既設事業場の場合は300万円以上）のとき (2) 事業用地面積が、1,000㎡以上のとき (3) 常時雇用者が、5人以上新規雇用又は増員となるとき。
商 業	次のすべてに該当するもの（増設・移設、増雇用の場合はこの限りではありません） (1) 投下固定資産額が、500万円以上（既設事業場の場合は300万円以上）のとき (2) 常時雇用者が、5人以上新規雇用又は増員となるとき。

《お問合せ先》

真室川町企画課 産業交流係 ☎0233-62-2050（内線222・223）

※右記にありますQRコードよりLINEを登録していただき真室川町公式ホームページをご確認ください。

